

国際都市つくばを考える懇話会開設置要項

(開催)

第1条 市長は、つくば市の国際化推進のあり方について広く意見を聴くため、国際都市つくばを考える懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 懇話会は、つくば市の国際化推進に関する事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

(構成)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域国際化活動の経験を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 市議会議員
- (4) 地方行政機関の役職員
- (5) 公共的団体の役職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第3号から第5号までに掲げる者で当該職又は地位により委員に委嘱されたものが当該職又は地位を離れたときは、任期中であっても委員の職を失うものとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 座長は、懇話会の会議の進行をつかさどる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 懇話会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部企画・国際課において処理する。

附 則

この要項は、平成27年12月1日から施行する。